

## 伊勢市と中北薬品株式会社との包括連携に関する協定書

伊勢市（以下「市」という。）と中北薬品株式会社（以下「中北薬品」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、市及び中北薬品が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有效地に活用して、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、市民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 市及び中北薬品は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- (1) 災害時等における物資等の供給に関すること
- (2) 健康増進に関すること
- (3) 子育て支援及び教育支援に関すること
- (4) 地域のまちづくり支援に関すること
- (5) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 市及び中北薬品は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、市と中北薬品が合意の上決定する。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、市又は中北薬品から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第4条 市及び中北薬品は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 市及び中北薬品は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （協議事項）

第5条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、市と中北薬品の間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び中北薬品が記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月21日

三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号  
伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号  
中北薬品 株式会社

代表取締役社長 中北 騒介